

## 阿賀野市選挙管理委員会告示 第 22 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定した。

令和7年7月3日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽英

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所
阿賀野市役所 1階 多目的ホール